

「大阪府生物多様性地域戦略（案）」に対する府民意見等の募集結果及び大阪府の考え方について

- 募集期間：令和4年2月10日（木曜日）から令和4年3月11日（金曜日）まで
- 募集方法：インターネット（電子申請）、郵送、ファクシミリ
- 募集結果：2名から6件の意見提出がありました。
（うち意見の公表を望まないもの1件）

いただいたご意見等に対する大阪府の考え方は以下のとおりです。

※ご意見等は、募集の趣旨を踏まえ、基本的に原文のまま掲載していますが、一部、趣旨を損なわない範囲で要約しています。

No.	項目	ご意見等の内容	大阪府の考え方
大阪府における生物多様性の現状と課題			
1	10 ページ (4)大阪府における生物多様性保全の取組状況と課題	これまで大阪府では多くの施策を進めて来られたと思うが、どのような施策を行ってきて、その結果どのような成果があり、どんな点が問題であったかが明確に示されておらず、今回の戦略も同じことの繰り返しになることを危惧します。	本戦略では、10 ページの「大阪府における生物多様性保全の取組状況と課題」において、「大阪 21 世紀の新環境総合計画」（2011 年度～2020 年度）に基づく取組状況と主な課題について記載しています。 「大阪 21 世紀の新環境総合計画」に基づく取組状況と課題の詳細については、令和 3 年度第 2 回大阪府環境審議会生物多様性地域戦略部会参考資料 5 に取りまとめました。 ○大阪府環境審議会生物多様性地域戦略部会（令和 3 年度第 2 回資料参照） https://www.pref.osaka.lg.jp/midori/seibututayousei/bukai.html
大阪府生物多様性地域戦略の目標と施策方針			
2	30 ページ (3)基本方針に基づく取組内容	戦略で重要な絶滅危惧種の保全について、具体的な施策が何も書かれていない。レッドデータブックの改訂は当然のこととして、そこへリストアップされた種をどう保全していくかを真剣に考えないと、絶滅種が増加していくだけである。どのような生育環境の変化がその種の減少を生んでいるかの検討なしに、戦略はありえないと思います。	絶滅危惧種の保全については、30 ページの「希少な野生動植物種の保全に資する仕組みづくり」の取組として、「野生動植物種のモニタリング体制の構築」、「レッドリストの改訂及び活用」、「保全上重要な野生動植物種の保全に資する制度の構築」、「野生鳥獣の適切な保護管理」を予定しています。 ご意見は今後の取組の推進にあたり、参考とさせていただきます。

大阪府生物多様性地域戦略の推進体制及び進行管理			
3	34 ページ (2)進行管理	中間評価をしてそれを戦略の見直しにつなぐことができるようなくみを大阪府環境審議会や生物多様性地域戦略部会で確立しておいてほしい。そうしないと、言いつばなしで終わってしまう危険性がある。	本戦略の取組の進行管理については、34 ページに記載のとおり、毎年度、大阪府環境審議会生物多様性地域戦略部会において「モニタリング指標」も活用した検証を行うとともに、計画期間の中間年である 2026 年頃を目途に、戦略の進捗状況について評価を行い、中間見直しをすることとしています。
その他			
4	—	この戦略を実現するためには実行組織と予算の裏付けが必要なのにそれに関する記載がない。府の予算を年間いくら位、この戦略の実現のために支出するかが書かれていないと何もできないのではないかな？	本戦略は、「2030 大阪府環境総合計画」(2021 年度～2030 年度)における生物多様性分野の個別計画として、背景・現状・課題等を整理・解析するとともに、有識者等に意見聴取を行い、具体的な目標や施策を定めるものであり、具体的な取組については、毎年度、予算措置のうえ実施予定です。
5	—	大阪府には多くの部署があるが、先日もある河川の改修工事に当たって、担当者は、その河川に生息する絶滅危惧種のことを何も知らずに工事が進められようとしていた。このような事例は多数あり、まず、府内で生物多様性保全の重要性が共有できるような仕組み作りが求められていると思います。	本戦略では、取組方針 1 に「生物多様性の理解と生物多様性に資する行動の促進」を掲げ、各主体の理解・行動を促進する取組を進めることとしています。 また、新たに設置した「大阪府生物多様性庁内連絡会」において、庁内各部局と連携を図るとともに、生物多様性に関する情報の共有を行います。